

平成30年度第19回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成31年2月4日（月） 13：14～18：33
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員>
長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
川田教育次長 後藤教育次長 浜本総務部長 荒牧教育施策推進担当部長
住谷教職員人事担当部長 横山学校計画担当部長 藤原学校教育部長
黒田スポーツ体育部長 山下総合教育センター所長
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 1名
- 6 次第
教第79号議案 平成30年度神戸市一般会計補正予算（教育委員会所管分）に関する意見決定について
教第80号議案 小規模校対策について
教第81号議案 神戸市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則（案）に関する市民意見募集について
教第82号議案 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則及び神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部を改正する規則（案）に関する市民意見募集について
教第83号議案 神戸市立工業高等専門学校の前学事日程の変更等学則改正について
教第84号議案 教職員の人事について
協議事項3 学校園の業務改善に関する方針・計画について
協議事項33 事務局の人事制度について
協議事項35 神戸市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について
協議事項36 組体操について
報告事項1 神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会中間報告について
報告事項2 神戸市病院内学級の設置に関する要綱の制定について
報告事項3 「児童・生徒指導要録の手引き」「各教科等の学習の記録」の改訂・作成について
報告事項4 神戸市立工業高等専門学校の教育課程の変更について
報告事項5 組織風土改革のための有識者会議「教職員による不祥事の防止に関する報告書」の提出について

報告事項 6 訴訟について
報告事項 7 神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドラインの実施状況等について

7 会議内容

(長田教育長)

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案 6 件、協議事項 4 件、報告事項が 7 件となっています。

まず初めに、非公開とさせていただいたらどうかという案件について、お諮りをいたします。

教第 79 号議案については、教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 3 号により、長の作成する議会の議案に関する事。教第 80 号議案、教第 81 号議案、教第 82 号議案につきましては、第 6 号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。教第 84 号議案につきましては、同項第 2 号により、職員の人事に関する事。協議事項 3、協議事項 33、協議事項 35、協議事項 36 については、第 6 号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。報告事項 6 につきましては、第 5 号により、訴訟または不服申し立てに関する事。報告事項 7 については、第 6 号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じる恐れのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものということで、いずれも非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、よろしいですか。

(6 名の賛成により非公開案件を決定)

(長田教育長)

はい、ありがとうございます。

報告事項 3 「児童・生徒指導要録の手引き」「各教科等の学習の記録」の改訂・作成について

それでは、まず、報告事項 3 からまいります。報告事項 3 は、「児童・生徒指導要録の手引き」「各教科等の学習の記録」の改訂・作成についてです。

こちらは、新学習指導要領の全面実施に向けて、指導要録の手引き等を 2019 年度中に改訂することの報告となっています。

この件について、御質問、御意見はございませんでしょうか。

(今井委員)

今回の改訂は、物すごく大きな改訂で、現場の先生方もすごく不安を抱えてらっしゃるというお話はよくお聞きしますので、このスケジュールで十分なのかというのは、そのあたりどうでしょう。もちろん、しっかり明記しなければいけないので、時間がかかるのもわかるのですが、例えば、途中途中で少し経過報告的なものでも、もっと現場に流したりとか、とにかく、現場の先生方の不安に応じる形で対処ができればと思いますが、その辺どうですか。

(梶本学校教育課首席指導主事)

教員・担任が現在使っているものは、このようなものなのですが、実際、手にして見るのは、恐らく来年度の末以降になると思います。このような日程で、主に、作成委員のほうは、事務局内の各課の担当者を中心に行いますし、もちろん校長会や今の先生方の御意見も聞きながら、できるだけ使いやすいものということで改訂していきますので、そのあたりは、他のものに比べては、特に負担がかかるというようなことは、ないのではないかと思います。ただ、よくよく状況を聞きながら手引き、できるだけ活用していただいて、先生方の御負担が減るようなものをつくっていきたいとは思っています。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

(梶木委員)

3番の一番下のポツのところの通知表による指導要録代替可能策への対応というのは、具体的にはどんなことになりますか。

(梶本学校教育課首席指導主事)

文科省のほうから、多忙化解消のために、業務改善に向けて、実際、学校が使っている通知表とかあゆみの内容を、極端に言えば、そのまま指導要録に転用することも含めた大幅な改正があるというふうに聞いています。まだちょっと、概要が出てきていないので、今後、文科省のほうから、様式とか見本みたいなものが出てくると思われますので、それを見て、できるだけ、作成のための時間と手間がかからないように、でも、かつ中身も大事ですので、そのあたりも、どのあたりまで簡素化できるかというのは検討していきたいと思っています。

(梶木委員)

簡素化というより、重複しないようにというイメージですかね。

(梶本学校教育課首席指導主事)

そうですね。実際、あゆみとか通知表につけているもので、ほぼ活用できるようなものがあれば、というか活用できるものはできるだけ使って、あゆみ、通知表をつくるとは別に指導要録をつくるという、これまでの、二度手間と言ったらだめですけども、それをできるだけ省くようにということで、文科省も通達を出してくると思いますので、年度末に主につくることになると思いますが、非常に忙しい時期ですので、本市も、できるだけ負担は減らしていきたいと考えています。

(梶木委員)

わかりました。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

報告事項 2 神戸市病院内学級の設置に関する要綱の制定について

(長田教育長)

それでは、次にまいります。

次は、報告事項 2、神戸市病院内学級の設置に関する要綱の制定についてです。

こちらのほうは、病院内学級設置の見直しということで、中央市民病院における病院内学級の位置づけを港島学園の特別支援学級から友生支援学校の訪問教育部に変更すること、それと、神戸市病院内学級設置要綱を制定することの報告です。

この件について、御質問、御意見ございませんか。

(山本委員)

以前から年度途中の児童や生徒が入院して、その対応をすることについては、港島のほうもなかなか大変な部分があるかというふうにはお聞きしていたのですが、友生の場合だと、その対応はスムーズにいくという理解でよろしいですか。

今、友生の訪問教育支援部には、先生方は、例えば、本年度だったらどれぐらいのメンバーで、何人ぐらいのメンバーで構成されているのですか。

(竹内特別支援教育課首席指導主事)

病院内学級と訪問学級と両方あわせているのですけれども。

(三瀬特別支援教育課指導主事)

教頭1名と教員が8名です。

(山本委員)

そうですか。

(三瀬特別支援教育課指導主事)

分教室と訪問とあわせて、8名で対応しています。

(山本委員)

これは、神戸大学の附属は別ですね。

(竹内特別支援教育課首席指導主事)

あそこは、子供の在籍がまだありますので、このまま継続して、様子を見ていこうと思っています。

(山本委員)

今後の流れによっては、ひょっとしたらまた港島と同じような流れも考えられるということですね。

(竹内特別支援教育課首席指導主事)

はい。

(山本委員)

入院するだけでも大変で、本当に子供が不安になる中で、院内学級の先生方のサポートというのが非常に心強い、また、サポートになるかと思いますので、今後とも、きめ細かいサポートをお願いできたらと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(竹内特別支援教育課首席指導主事)

はい。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

どうぞ。

(今井委員)

今回の要綱制定とは直接関係しないのですが、以前に、こども病院の院内学級の現場を実際に見させていただいたときに、病院との連携がなかなかうまくいかない部分があるとか、あと職員室の配置上の問題があったりとか、いろいろ教頭先生とか先生方が大変な思いをされていると、そのときにお聞きしたのですけれども、その後の状況とか、現状がいかがか、もしわかる範囲で教えていただければと思います。

(三瀬特別支援教育課指導主事)

私は去年おりましたのでお答えしますが、教室はあっても、なかなか教育に来させてくれないような状況があったのですけれども、話し合いを何度かさせていただいて、主治医のほうで、ある一定のラインを決めていただいて、安全に授業を受けられる状況にある場合は、そのときは教室に行けるようにするという説明を受けました。そこからは何人かが教室に来られるようになっていきます。まだまだ課題が多い状況ですけれども、その都度、病院との連携をしながら、お互い理解し合ってやっています。

(今井委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

はい。それでは、次にまいります。

報告事項 1 神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会中間報告について

(長田教育長)

報告事項 1、神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会中間報告についてです。

説明をお願いします。

(藤原教職員課長)

去る 1 月 31 日に第三者調査委員会から、中間報告が出されました。

資料の1ページですが、今回の中間報告では、神戸市の教職員に関する組合は、五つありますが、その中の神戸市立高等学校教職員組合、市高と呼ばれる組合に関する問題が報告されています。そのほかの4団体については、平成31年3月末に予定されている最終報告において、報告がなされるものとお聞きしていますが、今のところ、大きな問題点はないということを委員会のほうからお聞きしています。

今回の中間報告の具体的内容ですが、2ページをごらんください。2ページから3ページにかけて、4点ほどあります。

まず1点目ですが、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱についてです。これがいわゆるヤミ専と呼ばれるもので、日常的に職場を離れて、組合活動に従事しているという事例ですが、今回、市高の調査に関して、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱は認められなかったと、また、ほかの4団体についても、そのようなヤミ専の実態はないと、報告を受けています。

しかしながら、2点目以降、指摘事項がありまして、まず、2点目、職務専念義務の免除申請の内容にのっとって、組合等の業務に従事したか否かについてというところですが、市高の役員は、交渉のためという理由で火曜日午後1時から5時まで有給の職免を受けながら、実際には役員会、または、執行委員会を開催することを主目的として、これに参加し、その終了後、書記長、あるいは、数名の役員が教育委員会事務局担当者、私ども教職員課との交渉に出向くという実態であったという御指摘がなされています。教職員課においても、このような実情を把握していたものと指摘されています。したがって、組合活動が職免申請の内容にのっとっていたと認めることはできないという御指摘です。

3点目ですが、この2点目に関連し、職務専念義務の免除手続が適さないし、適正かどうかという点について、市高からは、職免申請の手続において、その職免申請の依頼書というものが出されていますが、この依頼書が教職員課から所属である学校長等に事前に送付されていなかったということが指摘されています。あわせて、教育委員会事務局教職員課においても、市高から申請された職免申請について、その目的が適切なものであるか、必要性があるか。相当な時間帯のものであるかなどの審査を一切しておらず、職免に関する権限を乱用したのと同然の結果を生じせしめたと評価し得るものであるとの御指摘がなされています。

委員会の委員長から記者会見の場で御発言がありましたのは、この第2点、第3点の指摘事項については、市長部局の第三者委員会では、具体的な言及というところまでは至っていないところではありますけれども、この教育委員会の第三者調査委員会においては、踏み込んで、この点を指摘したということで、厳しい御指摘がなされたというところ です。

次に、第4点目ですが、臨時教員の過員配置についてというところ です。神戸市立工業高等専門学校では、平成26年まで、副委員長、あるいは、書記長になった人には4時間(2コマ)の軽減という措置がとられ、その部分は臨時講師が担当していたことがわかったという御指摘です。このような過員配置は職免違反を増長させる措置であり、著しく不

当であると言わざるを得ないという御指摘がなされています。このような運用は、平成26年を最後に廃止されていますが、今回の調査の中で、判明したということで、指摘を受けています。

第5の今後の改善策についてですが、職免の手續につきましては、昨年10月以降、全学的な見直しがなされまして、市高自身においても、役員会または執行委員会開催の目的での免除申請はしておらず、また、私ども、教育委員会事務局教職員課においても、免除申請があった場合には厳格に審査するという形で運用をしています。

御報告は以上です。

(長田教育長)

はい。この件について、御質問、御意見、ございましたら、お願いいたします。

(今井委員)

最終報告は3月末ですか。

(藤原教職員課長)

先日の第三者調査委員会の記者会見では、3月末を何とか目標にしたいというお話をされていましたが、ひょっとすると、ちょっとそこまで間に合わないかもしれないというような御発言もありました。

教育委員会と同時に水道局と交通局でも第三者調査委員会が設置されており、同じ委員の先生に調査をお願いしているところです。水道局の調査がかなり遅くなっているということもありまして、スケジュールのバランスをとりたいというようなお話がなされているところです。

教育委員会に関しては、おおむね、もう調査は終了しているということもお聞きしています。

(山本委員)

細かいことになるので、わかる範囲で結構なんですけど、4番の臨時教員の過員配置で、平成26年まで4時間軽減という措置がとられて、26年までというのはこれ、いつごろからというのはわからないということですか。

(藤原教職員課長)

確認できているのは、平成10年ということ調査委員会のほうからお聞きしています。私どもでも、最初の経緯であるとか、そういった内容を今、確認しているところではありますけど、詳細についてはまだわからない状況です。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

(梶木委員)

今の平成26年に、臨時の講師を減らしたということですが、減らすというのは高専のほうから、もう要らないよってというふうに言ってきたということですか。

(藤原教職員課長)

この当時の26年当時のいきさつも今、確認しているのですが、正直なところを申し上げますと、私どもも、この点を把握できておりませんで、実際に、こういった配置がなされていたことも、それから、26年度で、この配置がなくなったことも把握はできておりませんでした。今回、この中間報告を受けて、初めて、我々も認識をしたというところで、それはそれで、十分な管理監督ができてなかったということは、御批判として免れないところではあります。

(梶木委員)

簡単に加配できるシステムになっているのであれば、おかしいなと思ったので。なかなか加配というのは、つかない話しか聞かないので。

(藤原教職員課長)

非常に厳しいやりくりの中で。

(梶木委員)

こういうふうについていたというのは非常におかしな話だなと思って。それを要らないと言ってきたのであれば、あれ、おかしいなと思うんじゃないかなと思いました。また、よく調べていただいて。

(藤原教職員課長)

はい。

(梶木委員)

お願いします。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

はい。それでは、次にまいります。

報告事項5 組織風土改革のための有識者会議「教職員による不祥事の防止に関する報告書」の提出について

(長田教育長)

報告事項5です。組織風土改革のための有識者会議「教職員による不祥事の防止に関する報告書」の提出についてです。

これは先ほど、山下座長、川上座長代理のほうから、報告書を受けたところです。

では、簡単に説明をお願いします。

(田中総務課調整係長)

はい。本日は、私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、資料のまず1ページをお開きください。

まずは、1月31日に行われた第12回有識者会議の内容を簡単にまとめています。

この12回目の会議をもって、教職員の不祥事に関する再発防止策の関係についての議論を終了としています。

先ほどありましたように、本日の13時に座長の山下先生、座長代理の川上先生から、「教職員による不祥事の防止に関する報告書（中間とりまとめ その2）」が提出されました。報告書の名前のとおり、今回の報告書は中間とりまとめのその2という位置づけになっています。昨年9月に中間とりまとめということで、「組織体制及び事務執行管理について」というのが出され、今回は、「教職員による不祥事の防止に関する報告書（中間とりまとめ その2）」となります。

この有識者会議ですけれども、今回の報告書が最終の位置づけではないという意味で、「中間とりまとめ」という言葉を入れられています。

現在、こども家庭局のほうで、いじめの再調査委員会が行われていますが、その報告書が出てから、再度、有識者会議を開いて、昨年9月に提出した「中間とりまとめ」について、修正すべきところがあるかどうかを議論した上で、最終報告書を提出いただけることになっています。

それでは、今回提出を受けた「教職員による不祥事の防止に関する報告書」について御説明をします。

報告書1ページ目、「はじめに」の2段落目ですけれども、今回は、教職員の不祥事全般を検討対象として9回にわたり議論を行ってもらっています。

それから、先ほどの説明のとおり、「はじめに」の最後の2行のところ、今回の「中間とりまとめ」とは別に最終報告書をまとめる予定であることが記載されています。

それでは、2ページをお開きください。2ページからは教職員による不祥事の現状ということが書かれています。平成27年度に懲戒処分への運用の厳格化を行ってまいりましたが、

その後も事案は相変わらず発生しているということや、事案別内訳、校種別、それから、年齢別などの状況が6ページの真ん中まで続いています。

それでは、6ページをお開きください。6ページの真ん中から3ということで、教職員による不祥事の要因の分析について書かれています。

(1)の学校の組織や教職員の職務の特殊性ということで、中では、イ)では、学校は、学級、学年と業務が分断されがちであり、専門性・独立性の前提のもと、教員は、担当外の他の学級、学年に深くかかわりにくい傾向があるということであったり、ウ)の7ページの一番上ですけれども、学校の閉鎖的な構造により、児童生徒に対して不適切な指導が行われていても顕在化せず、是正されないままエスカレートする可能性があるということであったり、エ)のところでは、基本的に、教員の児童生徒に対する優位性が存在するということが書かれています。また、オ)にありますように、体罰事案は、一時的な怒りの感情により起きる場合が多いということと、その下にいきますけれども、また、教員が自身の体験から体罰を肯定的に捉え、体罰や暴言に対する問題意識が希薄になる場合も見受けられるということであったり、最後、コ)のところの一番最後の行ですけれども、教育委員会は、設置管理者としての責任を十分に果たしているか疑問であるということが書かれています。

この7ページから8ページにかけて、(2)不祥事の防止に向けた研修の不備ということが、アからエということで書かれています。

また、8ページ真ん中、半ばからは、(3)ということで、教員の多忙化というところで、アからエまで、指摘事項が書かれています。

8ページの下から4ということで、教職員による不祥事の防止策ということですが、この中にも、不祥事はもちろん根絶されるべきであり、ゼロにすることを目指すべきであるが、現実的には難しいことも事実であるということで、不祥事の根絶にこだわり過ぎると、不祥事が起こった場合に、不祥事があってはならないという意識が働いて、できるだけ、表面化させない方向に走り、被害を大きくする可能性もあるということが書かれておりまして、防止策に粘り強く取り組むことや、起こった際に、その影響を最小化することを目的とすべきであると記載されています。

また、処分の厳格化が必ずしも不祥事の抑制にはつながっていないということで、厳しい処分も必要だが、教職員が働きやすく、不祥事を起こさない、起こさせない職場環境づくりという視点も大切であるとされています。

その下の段落では、被害を受けた児童生徒には心に消すことができない傷を負わせることになるので、児童生徒の人権を守るという観点を強く意識する必要があるとされています。

これらのことから、不祥事の防止策として、五つの柱として提案をいただいています。9ページの下からになります。一つ目が(1)当事者意識の醸成ということです。二つ目が10ページに移っていただいて、(2)不祥事防止に向けた研修の充実です。研修体系

の強化ということで、学校現場に任せ切りではなくて、事務局が積極的に関与していくべきであろうということが記載されています。三つ目が（３）です。不祥事を防止する職場環境づくり。これは、13ページまで続いています。（４）として、学校における働き方改革の推進。それから、最後の（５）としまして、14ページになりますが、事務局と学校の関係のあり方です。教育委員会が設置管理者としての責任を十分果たせるように学校と事務局が一体となって課題の解決に当たるような組織体制や組織風土に改めていくことが求められるということで、最後しめられています。

今回、提出された報告書につきましては、以上です。

（長田教育長）

この件について、御質問、御意見ございませんか。

（今井委員）

本当に、当初の予定も超えて、中身の濃い議論をしていただき、また、いろいろヒアリングもしていただき、せっかくまとめていただいた「とりまとめ」ですので、これをどう実現していくかというところが、本当に一番重要になってくると思います。今後の次の工程については、どのようになりますか。

（田中総務課調整係長）

はい。御指摘のとおり、教育委員会としてどうしていくかというところが、非常に大事になってきますので、教育長からお話があるとおり、年度内には教育委員会としての行動計画というか、アクションプランみたいなものを策定した上で、早急に対策を実施していきたいと考えています。

（今井委員）

新年度もう間近ですので、そこでいろいろ前回は含めて、この「中間とりまとめ」を生かしていける部分というのがあると思うので、ぜひ、そこも含めてしっかり御検討お願いできればと思います。

（長田教育長）

4月から始まる新年度に、早急に、今からでも反映できることは反映をする必要があると思いますし。今、話があったように、できたら3月の、この教育委員会会議、中旬ぐらいにあるんですかね。

（田中総務課調整係長）

はい。

(長田教育長)

その場では、いわゆる行動計画、アクションプランみたいなものを事務局のほうから、この場に出していただいて、この教育委員会会議でぜひ議論をしたいというふうに思っています。

特に、ちょっと腰を据えてというのは、時間がある程度かかって、若干3月では無理かなと思うもの、具体的には研修制度そのものを抜本的に再構築しないといけないと思うんですけど、それについては、どういう研修をどういうふうに再構築するかという、具体的なことは少し3月から、まだもう少し、一、二カ月は時間が当然かかるかなというふうには、私は思っていますので、それは、また、総合教育センターなり、学校教育課、あるいは、総務課等、関係するところを含めて、アクションプランと並行して、再構築するための、いわゆる検討チームみたいなものをつくらないといけないんじゃないかなというふうには思います。

(伊東委員)

働き方改革はどう考えていくんですかね。45時間とかっていう、それが。

(梶木委員)

うんうん。

(長田教育長)

それはきょうは。

(伊東委員)

出てきますかね。

(田中総務課調整係長)

協議事項3で。

(伊東委員)

3で。

(長田教育長)

ありますよね。また、後ほど。今、伊東委員言われたように、文科省が中教審に向けて打ち出されたあれも踏まえて今後どうしていくかということもこの。

(浜本総務部長)

はい。

(長田教育長)

後ですね。

(浜本総務部長)

そうです。

(伊東委員)

13ページに出てきていたので。

(梶木委員)

これは誰でも読める形に。

(田中総務課調整係長)

はい。そうしようと思っています。

(梶木委員)

今は。

(田中総務課調整係長)

本日、受け取ったところなので、今から済みません、事務的に、ホームページに上げたり、事務局内全員にお配りをしたり、教員にも見せるようにという形で。

(梶木委員)

そうですね。まずは、これだけやっていただいたものを教職員全員が読むというのは、必ずするというごことをお願いしたいと思います。

(長田教育長)

まずは、総務部長、校長会、あるいは組合のほうも含めて。

(浜本総務部長)

はい、含めて、きょう説明をさせていただいて、各学校にお配りをして、その内容を、各教員に話をするようにということで、お話はさせていただく予定です。各校長会、それぞれで対応します。

(山本委員)

この表題どおりの、本当に、教職員の不祥事ということもそうだし、それから、まだまだこれからも垂水の案件もそうでしょうし、きょうの市役所のヤミ専従というような、いろんな意味も含めて、なかなか難しい状態で、また、逆風も含めて今、全体を取り巻いているので、本当に、急ぐ必要性のあるものと、それから、もう一つはやっぱり、現場の状況や実態を踏まえて、丁寧に広げていく、深めていく必要のあるものと、いろいろ分かれるかと思いますが、そのあたりを、しっかり認識しながら、取り組んでいく必要があるのではないかなと思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

(長田教育長)

この有識者会議はこれで終わりということではなくて、市長のもとでの再調査委員会の成り行きを見て、9月に提出いただいた、この「中間とりまとめ」を修正するかどうかを、それが出た段階で、もう一回有識者会議で御議論いただいて最終報告書に向けて、議論いただくと。そういう理解でいいのですね。

(田中総務課調整係長)

はい。

(長田教育長)

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、次にまいります。

教第83号議案 神戸市立工業高等専門学校の前学事日程の変更等学則改正について

(長田教育長)

教第83号議案、神戸市立工業高等専門学校の前学事日程の変更等学則改正についてです。

簡単に説明をお願いします。

(中野工業高等専門学校担当部長)

学則の一部改正についてです。この内容につきましては、昨年、一度報告をさせていただいた後、パブリックコメントを実施しました。その結果の報告を含め、本日ご説明をさせていただきます。

それでは、内容につきましては、2枚めくっていただきまして、2ページの新旧対照表の

をごらんください。

今回の学則の改正のメインは、第5条の休業日のところ、(4)の夏季休業日のところ
です。7月21日から8月31日となっていました。これを大学等と同じような形で、8月
12日から9月23日まで、学事日程を変更するというものです。

それとあわせ、第5条のところ(7)創立記念日ですが、こちらのほう、創立記念日
をなくすわけではありませんが、休業日という位置づけをしていましたが、実態として休
業していませんので、これについては、とらせていただこうと思っています。

それから、第4条のところ、後期については、10月1日から始まるということでしたが、
授業時間を確保する場合、どうしても確保しないといけない場合に、9月の末から後期が
始まったほうが良いという年度が幾つかありましたので、これについては、弾力的な運用
をさせていただくということで、校長が教育上必要と認めるときには、教育長の承認を得
て、変更できるという文を入れさせていただいています。

それから、一番下の第16条ですが、「原学年に留められた」と書いているのは、留年で
すね。留年したときに、当該学年に係る全授業科目を再履修するというのが原則となっ
ていますが、一部の学生について、運用上、再履修が免除された科目については履修しな
くていいというような運用をしてまいりましたので、そこは、実態と合わせるということ
で、変更させていただいています。

3ページですが、意見公募について、11月27日から12月26日まで、校内での掲示も含め
て、実施しましたが、意見件数は0件でしたので、原案どおり、改正をさせていただきた
いと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

(長田教育長)

はい。この件について、御質問、御意見ございませんか。

(中野工業高等専門学校担当部長)

1点よろしいでしょうか。

(長田教育長)

はい。

(中野工業高等専門学校担当部長)

前回、報告をさせていただいたときに、夏季休業とか季節の「季」を使うか、それから、
期間の「期」を使うかということでの御質問がございまして、他の大学ですとか、高専に
ついて調べましたところ、いろいろでした。大きな違いはないだろうと思いますけれども、
本市の教育委員会に倣いまして、季節の「季」を使わせていただいています。

(長田教育長)

市長部局のほうともう季節の「季」に統一しているのですね。

(中野工業高等専門学校担当部長)

そうですね、はい。

(長田教育長)

よろしいですか。

そしたら、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(6名の賛成により可決)

(長田教育長)

はい。ありがとうございます。

報告事項4 神戸市立工業高等専門学校の教育課程の変更について

(長田教育長)

では、続いて、報告事項4です。神戸市立工業高等専門学校の教育課程の変更についてです。これは、電気工学科の専門科目及び専攻科の教育課程の変更についての報告となっています。

この件について、御質問、御意見、ございませんか。

(伊東委員)

全部、通年ですか。

(橋本工業高等専門学校副校長)

御質問は、電気工学科のほうですか、それとも専攻科のほうですか。

(伊東委員)

電気工学です。

(橋本工業高等専門学校副校長)

電気工学は前期と後期で、通年半期科目です。

(伊東委員)

半期で1単位。

(橋本工業高等専門学校副校長)

2単位。

(伊東委員)

2単位。そうすると、3年生で卒業できなくて、前期で卒業する子もいるのですか。

(橋本工業高等専門学校副校長)

卒業とか修了については、学年末でないとできませんので、3年修了というものは、学年末だけで、7月はありません。

(伊東委員)

はい。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほか、ございませんか。

(福田委員)

これは変更の承認を受けているのですか。

(橋本工業高等専門学校副校長)

専攻科ですか。

(福田委員)

ええ、専攻科のほうは。

(橋本工業高等専門学校副校長)

今、現在ですか。

(福田委員)

現在。

(橋本工業高等専門学校副校長)

まだ出していません。3月にこちらのほうで修正をかけさせていただくという形で、お

願いたいと思っています。

(福田委員)

ちょっと話が変わりますが、高専については、来年度の政府の国立高専51高専については、高度化・国際化というのが予算、物すごくついているわけですね。それで、科目どうのこうのではなくて、公立高専は全国に三つで、国立は51だから、これはほとんど国立の予算配分だと思います。公立の予算というのは、こういう高度化・国際化というのは、国の動きに対して、何か動きありますか。

これはやっぱり、自治体が予算措置しなければならないですね。

(橋本工業高等専門学校副校長)

数年前に、文部科学省のほうに、その件に関して、公立高専に対して、予算措置がありませんかということをお願いをしに行ったことがあるのですが、その際には、法律上、公立高専に対して、国は補助するというものがないので、残念ながらそれは難しいです。

(福田委員)

勝手にやれと言っているのですかね。

(橋本工業高等専門学校副校長)

はい。ただ、地方交付税として、交付金の中に学生数が含まれていますので、その形で一応、渡していると。それ以外については、別途いろんな補助金があると思いますので、そういう補助金で手を挙げて、自分で獲得をしてくださいというふうに、説明を受けています。

(福田委員)

私が言いたいのは、国全体が、こういう動きというのは、これは流れとしてはやっぱりそうだと思うんですね。これからのことを考えて。高専の役割というのは、物すごく期待されているわけですよ。ですから、こういう高度化・国際化の方向については、カリキュラムを、将来よく考えていただいて、毎年、あるいは、2年後とか、いろいろ検討されると思いますので。ぜひ、この高度化・国際化というキーワードがいいとか悪いではなくて、こういう方向で、国が物すごく力を入れていて、世の中のニーズにマッチして、Society 5.0にもマッチしているわけですよ。ですから、このカリキュラムを、あるいは、極端な話、教員の人事も、やっぱり、こういうところの方々をできるだけ強化していくとか、中長期的に動いていくというようなことで、考えていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いたいと思います。

(橋本工業高等専門学校副校長)

はい。

(長田教育長)

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

では、次にまいります。ありがとうございました。

その他の報告事項 主要行事の報告と予定

(長田教育長)

その他報告事項です。主要行事の報告と予定です。

今後の主要行事、先週はスクールミーティング予定していましたが、子供の安全等々もありますので、延期とさせていただきます。今週は6日水曜日に女性管理職との懇談会を予定しています。2月終わりからは、卒業式が始まります。

次回の教育委員会会議は3月1日金曜日14時からの予定です。

この件について、御質問等はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(長田教育長)

その他、教育委員の皆さんから、この会議で取り上げるべき項目等について、この際、御意見ございませんでしょうか。また後日でも結構ですので、ございましたら、事務局のほうまで、御連絡をよろしく願いをいたします。

ここで公開案件につきましては全て終了いたしましたので、恐れ入ります、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者 退席)

閉会 午後6時33分